破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３８号
岐阜県大垣市島里１丁目18番地の２
債務者　株式会社マツオ機工
代表者代表取締役　松尾　祥三
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２３６６号
東京都調布市仙川町３丁目９番地15
債務者　株式会社ラ・ブランシュール
代表者代表取締役　岩渕　芳昭
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　元一
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７号
滋賀県東近江市東沖野１丁目１番５号
債務者　株式会社美好衣裳店
代表者代表取締役　梅本みよし
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　郁雄
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後２時
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１０６号
山口県山陽小野田市大字郡5354番地の１
債務者　有限会社六洲望見楼
代表者代表取締役　菅原　孝彦
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後２時
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２３５号
北海道帯広市西二十五条北１丁目３番６号
債務者　株式会社ヒオキ
代表者代表取締役　作間　禎身
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目202番地１
債務者　株式会社エコファーム鳥取
代表者仮代表取締役　瀬古　智昭
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
鳥取県西伯郡大山町御来屋173番地８
債務者　有限会社大山食品工業
代表者代表取締役　国竹　英二
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　珠希
4　破産債権の届出期間　平成23年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９４２号
神戸市長田区川西通２丁目５番地
債務者　株式会社コージー
代表者代表取締役　石垣　幸二
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６８号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５　Ｉ－２棟508号室
債務者　有限会社アル・グラーノ
代表者代表取締役　山中　昌生
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４３８号
札幌市手稲区曙11条２丁目３番40号
債務者　株式会社バント
代表者代表取締役　高橋　達也
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時15分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
宮崎県日南市吾田東11丁目７番25号
債務者　有限会社アクアコーポレーション
代表者取締役　坂田　達哉
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　和男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第９１５号
神戸市中央区元町通７丁目１番２―611号
債務者　株式会社カワムロ
代表者代表取締役　河室　真一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前10時45分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６５号
神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―203号
債務者　有限会社エーテック
代表者代表取締役　田中　直紹
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３５号
東京都板橋区徳丸６丁目23番13号
債務者　有限会社アートセラミック
代表者代表取締役　渡辺　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木谷　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０２号
埼玉県坂戸市芦山町５番17号
債務者　岡山ニット東京販売有限会社
代表者代表取締役　市岡　哲男
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部